

コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備をはかるため、私学助成の増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

本年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、それ以外の入学金や施設設備費は保護者の負担が残っている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費の負担が一気に増えることとなる。新潟県では国と県の学費支援を受けても年額で約18万円から47万円の負担が残される。公立高校では入学金5,650円を負担するだけであり、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念され、失業や倒産などの経済不況が生活を脅かす状況下においては、保護者への学費負担が重くのしかかり、家計を圧迫している。子どもたちの心に負担をかけさせることなく学校で学べるよう、学費の公私間格差の是正が強く望まれる。

また、私立高校の経常経費への助成が不十分なため、本県では全教員に占める専任教員の割合が公立高校の約8割に対し、私立高校は約6割と2割も少ない現状である。とりわけ私立高校は「建学の精神」に基づく特色ある教育を推進し、学校独自の伝承を継承している。このことを後世に受け継いでいくためにも専任教員の増員が不可欠であることから、経常経費に対する助成の増額が求められる。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 私立高校生への就学支援金制度を授業料以外の費用も対象として拡充すること。
- 2 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。
- 3 私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝